

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成25年8月1日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	藤田尚美君
2番	秋山泉君
3番	尾野政子君
4番	村松昇平君
5番	市川圭一君
6番	小松崎伸君
7番	山越守君
8番	沼田和利君
9番	諸橋太一郎君
10番	宮崎智君
11番	杉森弘之君
12番	須藤京子君
13番	黒木のぶ子君
14番	板倉香君
15番	柳井哲也君
16番	中根利兵衛君
17番	田中道治君
18番	石原幸雄君
19番	板倉宏君
20番	遠藤憲子君
21番	鈴木かずみ君
22番	利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環境経済部長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
市長公室次長兼 人材育成課長	藤 田 聡 君
総務部次長兼 監 理 課 長	中 山 弘 晶 君
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長兼 医療年金課長	藤 田 幸 男 君
環境経済部次長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	沼 尻 輝 雄 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	山 岡 康 秀 君
教育委員会次長兼 教育総務課長	中 澤 勇 仁 君

1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
書 記	中 根 敏 美 君

書 記 飯 田 晴 男 君

平成25年第2回牛久市議会臨時会会期日程表

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	8月1日	木	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議案上程（58号～61号） ○提案者説明 ○質 疑 ○議員提出議案上程（3号） ○提案者説明 ○質 疑 ○意見書案上程（1号） ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○閉 会

平成25年第2回牛久市議会臨時会

議事日程第1号

平成25年8月1日(木) 午前10時開会

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 2. 会期の決定

日程第 3. 議案第58号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第 4. 議案第59号 工事請負契約の締結について

日程第 5. 議案第60号 工事請負契約の締結について

日程第 6. 議案第61号 工事請負契約の締結について

日程第 7. 議員提出議案第3号 牛久市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例について

日程第 8. 意見書案第1号 地方公務員給与に係る地方交付税削減に関する意見書の提出
について

午前10時00分開会

○議長（山越 守君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第2回牛久市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。



会議録署名議員の指名

○議長（山越 守君） 会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、19番板倉 宏君、20番遠藤憲子君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期臨時会に提出のあった案件は、市長提出議案第58号ないし議案第61号の4件、議員提出議案第3号の1件、意見書案第1号の1件であります。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第11号ないし報告第13号の3件の専決処分の報告について報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、去る第2回定例会において可決されました、橋下 徹大阪市長の「旧日本軍『慰安婦』は必要だった」発言に抗議する決議の1件につきましては、橋下 徹大阪市長へ提出いたしましたので、報告いたします。

次に、今期臨時会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。



会期の決定について

○議長（山越 守君） お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、議案第58号ないし日程第6、議案第61号の4件を一括議題といたします。



議案第58号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第59号 工事請負契約の締結について

議案第60号 工事請負契約の締結について

議案第61号 工事請負契約の締結について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 本日、平成25年第2回牛久市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多忙の折にもかかわらず御出席をいただき、ここに開会でき得ますことを心から感謝申し上げる次第であります。

提出議案の説明に先立ちまして、市内4事業者から牛久市を被告とする訴訟が提起された件につきまして、議員の皆様には7月3日付でお知らせいたしました。これまでの状況について御説明申し上げます。

訴訟の概要であります。牛久市の指名競争入札における指名業者から外されたことは合理的な理由によらない恣意的なものであり、裁量権の逸脱・濫用に当たり違法であり、この行為により損害をこうむったことから各社1,000万円、合計4,000万円の損害賠償を求め、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部に訴訟が提起されたものであります。

また、訴状の中で、私個人の選挙運動に協力しなかったことなどを契機に指名から排除されたとされておりますが、本市としましては、公共工事の施行に当たっては、市内業者を積極的に活用するとともに、大規模工事におきましても、共同企業体の構成員になることができるように要件を設定してまいりました。

しかし、一方で、工事の一括下請負、周辺環境への配慮に欠けた施工、技術者の不足等、適正な施工体制が確保できない事業者につきましては、公共工事を請け負うべきではないとの基本的な考え方のもと、副市長を委員長とした競争入札参加資格審査会において、法令等にとった手続により契約を進めており、恣意的な運用は一切行っておりません。

次に、これまでの経緯につきましては、6月27日に訴状を受理してからは、市の顧問弁護士でもある山田有宏法律事務所に訴訟代理人を依頼し、協議しているところであり、7月29日には、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部において第1回口頭弁論がございました。

第1回口頭弁論におきましては、「擬制陳述」を行う旨の裁判所への上申を行い、あわせて

答弁書により「原告らの請求を棄却する」旨の陳述を行って終了した旨、報告を受けております。

それでは、本臨時会に提出いたしました補正予算及び工事請負契約の締結、4件につきまして、議案の順に御説明申し上げます。

議案第58号は、平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算でありまして、既定の予算額に1億7,500万円を追加し、予算の総額を28億8,780万6,000円とするもので、歳入歳出予算、継続費及び地方債について補正するものであります。

まず、第1表の歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、国庫支出金は、下町污水ポンプ場改築事業に対する社会資本整備総合交付金の内示に伴う増額計上、市債は、継続費の年割額の変更に伴う公共下水道汚水事業債の増額計上であり、歳出につきましては、下町污水ポンプ場改築事業の施設整備工事費の計上であります。

第2表の継続費補正は、下町ポンプ場改築事業につきまして、事業費の補正に伴う年割額の変更であります。

第3表の地方債補正は、継続費の年割額の変更に伴う公共下水道汚水事業債の増額計上であります。

議案第59号は、工事請負契約の締結についてであります。

本契約は、下町污水ポンプ場土木建築工事について、工事請負契約を締結するものであります。

工事の内容につきましては、既存の污水ポンプ場が昭和52年に民間開発により建設された施設であり、設備や建屋の老朽化が進み、さらに耐震基準を満たしていないことから、早急なる改修が必要であり、耐用年数と費用対効果を検討した結果、既存施設の改修ではなく、敷地内に新たに污水ポンプ場の建てかえを行うもので、去る7月22日に一般競争入札を執行し、大昭建設株式会社が1億6,674万円で落札したものであります。

議案第60号は、工事請負契約の締結についてであります。

本件は、下町污水ポンプ場電気・機械設備工事について、工事請負契約を締結するものであります。

工事の内容につきましては、議案第59号の下町污水ポンプ場土木建築工事とあわせて電気設備及び機械設備工事を行うもので、去る7月22日に一般競争入札を執行し、株式会社第一テクノが2億6,775万円で落札したものであります。

議案第61号は、工事請負契約の締結についてであります。

本件は、岡田小学校体育館改築工事について、工事請負契約を締結するものであります。

工事の内容につきましては、既存の体育館が昭和46年に建築された建物であり、耐震性が

低く、耐用年数と費用対効果を検討した結果、補強ではなく、新たに体育館の建てかえを行うもので、去る7月10日に一般競争入札を執行し、常磐・塚原特定建設工事共同企業体が4億8,195万円で落札したものであります。

以上が議案の内容であります。詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山越 守君） 以上で、市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第58号ないし議案第61号の4件について、順次質疑を許します。

初めに、議案第58号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、議案第58号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第59号についての質疑を許します。18番石原幸雄君。

〔18番石原幸雄君登壇〕

○18番（石原幸雄君） 改めまして、おはようございます。

59号議案について、入札公告に基づいて3点の確認の意味でのお尋ねをいたします。

まず、入札参加形態でございますが、JVではなくて単体とした理由については何かについてであります。

次に、2点目といたしまして、入札参加資格についてであります。龍ヶ崎市及び牛久市に本店を有する業者に限定した理由は何かについてであります。

そして、3点目といたしまして、総合評点を700点以上かつ1,000点未満に限定するとともに、過去2カ年での完成平均工事高を1億円以上とした理由は何か。

以上3点について、確認の意味でお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 総務部次長中山弘晶君。

○総務部次長兼監理課長（中山弘晶君） 石原議員の3点にわたる質問にお答えしたいと思います。

入札参加資格の条件ということで、JVと単体ということですが、このJVは、土木工事等においては8,000万円以上で、工事内容等によってJVとすることができるというようなルールがございます。それで、この工事内容からして、土木と建築という工事ではあるのですが、単体でも施工できると。要するに、JVというのは地元育成とか、そういう関係のときに地元が入り、育成をしてというような方向なのですが、これはそういうことで単体ということなんです。

それと、2点目の入札参加の龍ヶ崎市の限定ということですが、入札参加に当たりましては、この発注工事内容の履行が可能というような業者で、工事ですと、入札参加の格付ランク等が

ございます。それで、本来ですと市内だけという、優先的に市内だけの入札を執行すればいいのですけれども、競争性がちょっとということで、隣接している龍ヶ崎市のほうで、工事に合った格付等の業者さんがおりますので、龍ヶ崎として、またいろんな行政の機関の関連も龍ヶ崎さんとはありますので、牛久、龍ヶ崎ということでの執行をしております。

それと、実績ですが、実績につきましては、やはりこの工事を履行する、できるという前提になりますので、過去の完工高1億円とか、この工事に合った、金額が1億7,000万円の設計になっておりますので、それに合ったような完工高、過去の実績も10年というようなことで、要はその近年に同様な工事をやっているということが、一番スムーズに工事が進まれるであろうというようなことでの設定条件ですね、そういったことを提案した中で最終的に決定されているものです。以上です。

○議長（山越 守君） 18番石原幸雄君。

〔18番石原幸雄君登壇〕

○18番（石原幸雄君） 1点確認の意味で再度のお尋ねをいたします。

ただいまの次長の答弁によりますと、入札参加資格について競争性を重視して龍ヶ崎市及び牛久市に本店を有する業者に限定をしたということでありましたが、競争性を重視するのであれば、牛久、龍ヶ崎に限定することなく、幅広く業者が参加できるような条件にするほうがベターであると考えるのでありますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。再度お尋ねをいたします。以上であります。

○議長（山越 守君） 総務部次長中山弘晶君。

○総務部次長兼監理課長（中山弘晶君） 再度の質問にお答えいたします。

牛久市に業者登録をするというのは、土木関係で300ぐらいあるんですね。それで、競争性を高めるには、極端に言うとも、その数が多ければ多いほどというのがありますが、一応一般的には地元を優先とした周辺の市町村において、想定数、ある程度、10社、20社というような想定の中で競争させるのが一般的でして、これにはやはり事務手続上のいろんな問題とか、数が多くなればなるほど、そういった関係もしますので、通常は10社ないし20社というようなことでの競争をしております。以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） ただいまの話の中でも、一般競争入札であるけれども、条件がある条件つき一般競争入札ということだと思っておりますが、その条件ということで、議案、今回59号、60号、61号とありますけれども、それぞれその条件というものが共通した基準があるのかどうかということと、この3つに関しての条件が同等のものなのか、違うものなのかとい

うことについて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 総務部次長中山弘晶君。

○総務部次長兼監理課長（中山弘晶君） 鈴木議員の御質問にお答えします。

まず、この案件、3件についてのその資格条件がそれぞれ違っておりますが、これは基準でもありますけれども、その工種、例えば土木工事、建築工事、機械設備、電気というようなことにおける登録業者数の関係とか、何点以上というのが標準的に、これは指名競争でもあるのですが、そういうものを参考に、業者数、登録数の、履行できる業者数を見ながら、審査会のほうで決めているというようなことで、個々のそれぞれの案件について、業種もいろいろありますけれども、工事内容によって、これは市内でできる範囲の工事なのか、あるいは県内でできるものなのか、もっと大手に頼まないといけないものなのかというようなことと、あわせて地元の育成に絡んだ地元がどの程度まで入ることができるかなというようなことでのJVとか、そういう関係で異なっております。以上です。

○議長（山越 守君） 22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） これまでの答弁を聞いていますと、一般競争入札なのかどうかということを考えてしまうわけであって、どうも今の答弁を聞いておりますと、指名参加願を出している人たちの中から一般競争入札できるような人というふうにも受け取れるわけですね。一般競争入札にした今回のメリット・デメリットはどうか。今回の落札価格を見てみると、予定価格から落札価格に行くと、やはり96%ですね、競争性があるというふうにはちょっとこれでは見られないのですが、そのメリットについてお尋ねをいたします。

それと、今の答弁でいきますと、指名競争入札に準ずるようなものというふうには受け取れないのですけれども、その点について担当課のほうではどう考えているか。この点についてお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 総務部次長中山弘晶君。

○総務部次長兼監理課長（中山弘晶君） 利根川議員さんの御質問にお答えします。

一般競争での指名及び一般競争入札同様、混同しているようなのですが、一応登録上は、入札に参加できるということでの登録、そのうちその中で指名競争、あるいは一般競争と、金額とかいろんな理由等によって区分しております。

また、発注形態も、先ほど鈴木議員のほうにも言いましたけれども、いろんな工事内容、あるいは業者のその格付ランク等によつての可能、あるいはこれはちょっとできないというふうなことでの、その辺の方向づけをしております。

一般競争入札のメリット・デメリットですか、一般競争のメリットとしましては、誰でも入

札に参加できるというようなメリットがあります。反面、デメリットとしては、誰でも参加できる、要するに市の名簿上に登録されて誰でも参加できるというのが、逆に、中には不適切な、先ほどの市長要旨の中でも入っていましたが、一括して丸投げしたり、あるいは近所にいろいろな迷惑をかけた、あるいは下請にしわ寄せをやったりというような、そういった業者さんの中にはあります。そういった中で一般競争入札ですと、何点から何点、あるいは完工高が幾ら以上というようなことになると、そういった方も入ってきちゃうと。ですから、指名競争においてはそういった方がいるならば、極力避けるというようなことですね。ですから、指名競争のほうのメリットもある。一般競争のメリットもあると。一般競争ですと入札執行までの期間が長かったり、指名競争ですとこの大型補正とかの早期に整備する時期でありますから、早目に発注し早目に竣工させるとか、そういうこともありますね。以上になります。

○議長（山越 守君） 22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 今の答弁を聞いていると、まさしく指名競争入札、それしか受け取れないんですよね。その制度自体は、ここに書いてあるのでは一般競争入札と書いてありますけれども、登録していない業者は入札できないみたいな言い方をしています。その前には、メリットとしては一般競争入札は誰でも入札できる。ところが、登録していない業者はできないとか、ちょっと答弁が終始一貫していない、私としてはへ理屈にしか聞こえないんですよね。いろんな問題を起こす業者がいると言いますが、建設業者でない市の事業を受けている人でも、それなりの問題を起こしている業者はいるというふうに聞いていますよね。じゃあそういうことはどうなのかという問題も含めて、これは私の聞いている話ですから、今後十分調査してやっていただきたい。ただ、それを今答弁の中で、そういう不適切な業者がいるというふうな判断を担当課のほうでしているということですから、そういった問題も含めて一般競争入札に今回はなじんでいるのか、そうすると答弁を聞いていると、指名競争入札ではないかというふうに判断をせざるを得ない。

それと、メリットの中で、予定価格と落札価格の問題ですね。特に一般競争入札でのメリットというのは、競争性を発揮してある程度安くすることができるということ、これも議会の中で私どもは何回か提起をしてきた問題ではあります。しかし、今回見る限り、建設、設計価格、予定価格、両方とも90%以上、予定価格では96%ですか。設計価格でも96%を超えていますね。これは競争性があるというふうにはちょっとよく私としては理解できないのですが、この点のメリットについて、本当にその競争性があるのかどうかという、この点について確認をしたいと思います。

○議長（山越 守君） 総務部次長中山弘晶君。

○総務部次長兼監理課長（中山弘晶君） 利根川議員さんの質問にお答えします。

まず、登録しないと入札に云々というお話ですが、これは法的に登録していないと入札に参加することはできません。これはどこの自治体も同じです。工事の場合はさらに県知事、あるいは国交省の資格許可、経審とか、そういうものがなければ登録もできませんので、そういうことです。

それと、2点目の落札率云々という、競争性があるかという御質問ですが、この落札率及び設計に対しての率とか、これはいろいろ自治体によって発表・公表が違ってまいります。牛久市の場合は、設計の段階で精査をし、大分実勢価格に合ったような積算をしております。よって、厳しいような設計、あわせて予定価格を設定し、その比率で言っております。ただ、今回の案件につきましては、ことし、前年度末あたりから労務単価が大分上がってまいりました。それで、今回の設計、入札結果調書の中にはその辺の金額が入っていないので、その対比をすることはちょっとできませんが、そうした中で労務単価が20%近く上がっていると。あわせて資材等も物によって大分変動をしているということで、この時期の発注、そういった面でもその自治体等でも不調が相次いでいるところに、震災とかの不調が7割を超えているような情報もあります。

そういう中から、事業者の方からすれば、非常に厳しいというような中で、予定価格に合わせて自社で積算をして、結果、落札率が高いというような状況になっているかと思われまます。以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、議案第59号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第60号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、議案第60号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第61号についての質疑を許します。3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） それでは、61議案につきまして4点質疑を行います。

まず、1点目ですけれども、工事概要書の（4）の工事概要の中に、一番下のところに解体工事とございますけれども、この解体工事の費用についてお伺いいたします。

そして、2番目は、機械設備工事の中の災害用マンホールトイレ、それから雨水利用装置、これの内容についてもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、3点目は、工期のスケジュール。

そして、4点目、4億8,195万円の契約のうち、補助金が幾らになって、どのくらいになっているのか。

この4点についてお願いいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 尾野議員の4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の解体工事費でございますが、約2,300万円でございます。

次に、2点目のマンホールトイレ、こちらは污水管を埋設しまして、その污水管にトイレ用のマンホールを数個つけます。それを災害時、万が一の災害時のときにその上にテントでできたトイレを設置して、災害時のトイレとするというものでございます。さらに、雨水利用につきましては、雨水タンクを地下に埋設しまして、平時、といとかから入ります雨水をためておきます。それを災害時にトイレ用の水に使ったり、散水のための水に使ったりするものでございます。

次に、3点目のスケジュールでございますが、完成は26年3月を予定しております。できるだけ今回、23年の卒業式に間に合うよう工事を進めていきたいと思っております。

次に、4点目の補助金でございますが、今回24年度の大型補正ということで、本来であれば9,000万円しかつかなかったものが約1億9,000万円の補助金がつきました。プラス1億円の分が増加となっております。以上でございます。

○議長（山越 守君） 22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 何点か確認したい点がございます。

これまで学校の改築、耐震工事等を含めて、木質化が進められてきたと思うのですが、今回の工事によってその体育館の中での木質化の問題について、どのように捉えられているのかお尋ねをいたしたいと思えます。今回のこの中にはちょっと入っていないもので、その点についてお尋ねいたします。

それと、一般質問の中で、私どもは体育館に防災倉庫をということで質問しました。市長はそういうことはしないという答弁も伺っておることは認識をしておりますが、今回、その防災倉庫等の計画がこの中にあるのかどうか。

それと、1つは空調の問題、そしてまた照明等の問題、太陽光の、ソーラーパネルですね、その設置等、ここには、工事が違うから今後設置するような計画になるのかどうかかわからないのですが、その点について確認をしたいと思えます。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） 1点目の木質化でございますが、内装につきましては、杉の木材

を全部使います。ひたち野うしく小と同じタイプになります。

それから、防災倉庫は今回入っておりません。

それと、太陽光パネルでございますが、計画は次の工事として26年度を予定しておりますが、50キロワットの太陽光を設置する予定ではございます。以上です。

○議長（山越 守君） 22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 木質化のほうでもう1点ちょっと確認したいこと、床はそうなのですけれども、あと腰壁等、どの程度までの木質化を考えているのかという点についてちょっと確認したいと思います。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） ひたち野うしく小と同じように杉の木材を使って、全面木質化、内装です。

○議長（山越 守君） ほかにございませんか。18番石原幸雄君。

〔18番石原幸雄君登壇〕

○18番（石原幸雄君） 61号議案について、確認の意味で入札参加資格についてお尋ねをしておきたいと思います。

今回のこの入札については、業者の本店所在地、あるいは、あるいはと申しますか、総合評点、そのようなものの具体的な内容はどのような条件であったのか、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 総務部次長中山弘晶君。

○総務部次長兼監理課長（中山弘晶君） 石原議員の御質問にお答えいたします。

61号議案の入札参加資格の条件ということですが、まずこのJV、2社のJVというようなことで、構成員の出資比率の関係で下限は30%以上ということで、代表構成員と構成員、構成員のほうは30%以上と。それと、代表構成員の資格、総合審査評点、これは800点以上、かつ過去2年間の年間平均完工高が4億円以上、それと牛久、取手、龍ヶ崎、稲敷、美浦、阿見、河内に建設業による本店を有しているものであること。

それと、建設業法第15条の規定に基づく建築一式工事にかかわる特定建設業の許可を得て、かつ経営事項審査を受けていること。それと、過去10年以内に国及び地方公共団体が発注した当該工事と同種工事、RCまたはS造りの1,000平米以上の建築工事の元請としての施工実績があること。

それと、技術者の専任の配置ということでは、1級建築士、1級建築施工管理技士の資格を持っている。

2点目に、管理技術者の資格、及び修了証書を持っている。

過去10年に同種の工事の経験を有している。

4点目に、引き続き3カ月以上雇用関係にある。

5点目に、入札日において他の工事をやっている場合には完了検査が終了していることが、代表構成員にあります。

次に、代表構成員以外の構成員ということで、総合審査評点が700点以上、かつ2年間の年間平均工事高が1億円以上、地域設定については同様になっています。

それと、特定建設業の許可、これも代表構成員と同様ですね。

あと、それと過去10年以内の当該工事等の元請としての実績、これはRCまたはS造りで500平米以上の建築一式の工事と。

あとは、技術者の関係で1級建築士、これも代表構成員と同じですね。以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） コンサルによる積算額というものが出ていまして、90.44%で、設計価格が99.31ですね。予定価格が99.35ということなのですが、この99%の価格ということについて、どのように考えていらっしゃるのかということと、コンサルということは、どこのコンサルによって積算をされたのかということについて伺います。

○議長（山越 守君） 総務部次長中山弘晶君。

○総務部次長兼監理課長（中山弘晶君） 鈴木議員の御質問にお答えします。

コンサルによる積算ですが、これは根本英建築設計事務所になります。コンサルというか、設計での99.31%、これについては、建築関係は技術者が不足しているような状況もあるようです。この落札が高いというか、99ですから、これは設計に対しては99になっていますが、予定では、これは先ほどもちょっとお話させていただきましたけれども、やはり建築のほうの厳しいその状況、まして牛久市のその積算上の、精査して、適正な価格というものが、業者さんからすれば厳しいのかなというような、それで不調とかもよその自治体ではあるようなんですよね。特に建築関係は。自分の知っている範囲でも、やはり一、二カ月前ですかね、取手さんとかでもやはり99とか、これは参考ではありませんが、事例としてはそういう自治体もあるということですね。以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、議案第61号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第7、議員提出議案第3号についてを議題といたします。

議員提出議案第3号 牛久市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。16番中根利兵衛君。

〔16番中根利兵衛君登壇〕

○16番（中根利兵衛君） おはようございます。議員提出議案第3号「牛久市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

執行部は第2回定例会において、地方交付税の4,400万円の減額分を市民サービスの低下を避けるために、執行部及び職員等の給与削減で補うための特例条例を制定し、不足財源を補ったところであります。

一方、議会では議会改革特別委員会の設置に伴い、費用弁償の補正予算を行ったところであり、また今後の議場改修の要望など、財政の厳しい状況の中で予算の確保をお願いしていくところであります。

また、このような中で、今回のような一方的な地方交付税削減に関連し、政府の要請による給与の削減は、地方分権の流れに逆行いたしますが、現在の状況を鑑み、平成25年9月1日から平成26年5月31日までの間、月額報酬を一律3%減ずる提案をするものであります。

議員各位には何とぞ御賛同賜りたく、よろしく願い申し上げます。

以上、朗読をもって提案といたします。

○議長（山越 守君） 以上で、16番中根利兵衛君の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第3号の質疑を許します。18番石原幸雄君。

〔18番石原幸雄君登壇〕

○18番（石原幸雄君） 議員提出議案第3号について、1点提案者に確認の意味でお尋ねをいたします。

施行期日の終期が平成26年5月31日となっておりますが、この5月31日とした理由について、合理的な理由を御説明願います。

○議長（山越 守君） 16番中根利兵衛君。

○16番（中根利兵衛君） 石原議員の質問にお答えいたしたいと思っております。

26年5月31日までの提案とした、この合理的な理由は何かということですが、今回8月1日に提案をしますと、5月の31日までになります。これは9カ月の期間でございますので、その期間を区切るということは、31日までということになりますので、御了解いただきたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 18番石原幸雄君。

〔18番石原幸雄君登壇〕

○18番（石原幸雄君） ただいまの答弁を受けまして、再度確認の意味でお尋ねをいたします。

9カ月とした合理的な理由について御説明をお願いします。

○議長（山越 守君） 16番中根利兵衛君。

○16番（中根利兵衛君） 9カ月間とした合理的な理由ということでございましたが、本来であれば、執行部がこれは6月の定例議会を出されて、7月からもうされております。そして、これについては代表者会議で4回調整してきたわけでございますが、何のその調整がされなかったわけです。それで、この時期、こういうものは時期があります。もう既に執行部は7月からやっているわけですから、その中で9月の定例議会でもというようなお話もありましたが、今回臨時議会がありましたので、ちょうどいいタイミングということでございます。執行部と同じ7月からやれば、3月で終わったのですけれども、今回提出されて承認されれば、9月からになります。そういうことで、5月まで延びたということでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 19番板倉 宏君。

〔19番板倉 宏君登壇〕

○19番（板倉 宏君） 再度その期間について、平成26年の5月31日、このことについて、普通決算年度は3月31日で終わっているのが決算年度でございます。それを越してやるというのは、非常に腑に落ちないのかなと。整合性が保たれるのかなと。そういうことで質問を、明確な答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 16番中根利兵衛君。

○16番（中根利兵衛君） 4月を越えるということは、年度が変わるということでございますが、今回は別に年度とか、そのかわることは特別考えておりません。執行部と同じように9カ月間実施をするということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、議員提出議案第3号について質問したいと思います。

質問に入る前なのですが、今回初めてこの議員報酬の特例に関する条例というのが議員提案で出されたのですが、その前に、ある議員がやはりこの問題につきまして、ブログで何かもう決まったかのような報道が、報道というか、ブログにありました。大変びっくりしております。今回初めて、なって初めて私どももその態度を決めるということなのに、もう既に決まったかのような、そういうものがあったということで、一応お伝えしたいと思います。

それでは、質問いたします。

まず、月額報酬を一律3%減するということなのですが、この3%という根拠を伺いたいと

思います。

そして、今特例期間については、5月31日ということで、本来ならば私も3月31日、やはり会計年度をもって締めるべきだと思います。この辺について余り考えなかったということなのですが、会計年度からすると非常にこれは問題だと思います。再度この辺を伺いたいと思います。

そして、総額は幾らになるのか。この辺も伺います。

それと、期末手当の第3条ですが、この辺について影響するのかもしれないのか。この点について確認をお願いします。以上です。

○議長（山越 守君） 着席のまま暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩



午前10時57分開議

○議長（山越 守君） 再開いたします。

16番中根利兵衛君。

○16番（中根利兵衛君） なぜ3%にしたかという理由でございますが、この3%、金額についてはいろいろ御意見がございました。3%、4%、5%。そして、全国的には大体30市ぐらいやられております。その中で、低いほうで0.2%ですか、0.1%か。これは期末手当が2.4%入っている市がございました。大体0.1%から10%ぐらいまでの間、そして一律1万円というような議会もあったようです。その中で、牛久市は3%というようなことでございます。報酬というのは議員活動の報酬ということでございまして、議会活動に支障がない金額、これが3%ということでございます。

そして、会計年度の期間は、年度にわたるということではございましたが、これは別に問題ないと思っております。

総額ということでございますが、議長はこの間、12万1,500円、副議長が11万700円、議員が10万5,300円というような金額になります。こういう金額です。

あと、何だっけ……期間は……。〔「期末手当」の声あり〕期末手当については入りません。以上です。

○議長（山越 守君） 20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、再質問いたします。

今の御答弁の中で、3%とした理由は支障のない範囲というような捉え方であったというふうに理解をしているのですが、その辺を再度伺いたいと思います。

それと、総額なのですが、議長、副議長、議員、それぞれあったのですが、総額、トータルで計算すればいいのですが、もう多分出されていると思いますが、その金額ですね、削減をした分、これは全部市の一般会計の中に入ると思うのですけれども、その分、その問題につきまして、例えば今、市長以下は余り市民サービスの低下を招かないという理由がこの中でもうたっていますけれども、議員の場合はどういう理由をつけてやる予定なのかどうか。その辺を再度伺いたいと思います。

○議長（山越 守君） 16番中根利兵衛君。

○16番（中根利兵衛君） 遠藤議員の再度の質問にお答えいたします。

金額はどのぐらいになるかということでございますが、233万円ちょっとになると思います。それをどれにその予算を使えるのだと、提案理由にも述べさせていただいたように、今議会では議会改革特別委員会を設置されております。そして、この費用弁償も補正予算で計上されていると。特に議場改修、これが強い、数年前からもうやっているわけです。これも当然議会改革で集約されれば、当然予算も計上されるということでございます。

そういう理由を申し上げましたけれども、その233万円の予算はどこに、特別予算に名前が書いてありませんから、我々は市民サービスに使われれば何に使われても結構じゃないかというふうに思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 提案理由の説明の中で、執行部及び職員等の給与削減で財源不足を補ったというふうにあります。全員協議会、そしてまた常任委員会等で市長の発言は、牛久市はこの程度ならばしなくてもやっていけるが、政治判断として今回の削減を行ったというふうに述べているわけであり。この点についてどのように議会として、議会というか、提案者として判断をしたのか。その点についてお尋ねをいたします。

それと、3%ないし期限の問題がありました。地方自治体の会計年度というのは単年度であります。それを前提に入れない形のこういった問題については、私は基本的に考え方に問題があるのではないかというふうに思います。例えば3%というものを、例えば4%にして3月31日までとか、という方向も考えられるわけであって、当初から年度をまたいでこのような削減を行うということは、今の答弁の中では道理がないというふうに言わざるを得ません。会計上は繰越明許になり、との形でやってできないことはないのは十分承知しております。しかし、そういったことを念頭になくやるのだということにはちょっと同意できないので、会計年度の問題についてお尋ねをいたします。

それと、特別委員会の費用弁償のことを今提案者は答弁してはいたけれども、特別委員会

を開かれるときに、私どものほうとしては、再三にわたり今回の特別委員会による費用弁償が発生するから、それを発生しないような形のことを検討できないかということも何度も、再三にわたって指摘はしてきました。しかし、そういったことは一切議論されないで、それを理由にするというのは、私どものほうとして納得できません。この点について、提案者はどのように考えるのかお尋ねをいたします。

それと、国のほうの一方的な削減なのですが、その1つの見返りとして、地方債と借りかえ、4%を超えるものの借りかえについて、補正予算にもあります、約2,000万円程度の借りかえによるプラスがあるというふうになっておりましたが、この点のところは全く捉えられていないのですが、この点についてどのように考えるのかお尋ねをいたします。

それと、今回の職員給与の削減、削減する前は市の職員のラスパイレス指数は幾つだったのか。そして、削減後の市の職員のラスパイレス指数はどのぐらいになるのか。当然財源不足を補うためというような形で言われているのですから、そこら辺のところも十分熟知して提案していると思いますので、お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 16番中根利兵衛君。

○16番（中根利兵衛君） 利根川議員の質問にお答えいたしたいと思いますが、提案理由の範囲内の中での質問はお答えしたいと思いますが、それ以外については私が答弁することはありません。

1つ目に、市長からの政治判断で行ったというようなことでございました。市長の判断は市長の立場で、これは説明があったと思いますが、いろいろ発言にも本音と建前がありますから、それは中を精査しなくちゃなりません。そういうことで、それを踏まえて先ほど申しましたように、議員活動の支障がない金額ということで3%ということでございます。

あと、会計年度には、年度をまたがったということではありますが、これは別に問題ないというように思います。

2,000万円の借りかえはどうかというようなことでございましたが、これはこの提案理由の範囲を超えておりますので、特別話すことはありません。以上でございます。

○議長（山越 守君） 22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 全く答弁になっていないですね。今ラスパイレス指数の問題について、そんなこと代表者会議でもやっていないと言ったけれども、私は聞いたし、そしてそのラスパイレス指数についても、その代表者会議に参加されていた局長のほうから、従前のラスパイレス指数は幾つだという説明もあるし、私は本会議場で質問するから、そういった問題について準備してほしいということも言うておりました。それを提案理由の説明範囲外だって、

そんなばかな話ないでしょう。実際に議案として出している以上はいろんな問題があるわけですから、そういうことで質問をしているのです。答弁もできなければ提案なんかするべきじゃないんですよ。わかりますか。議会というのは議論の場ですから、今回の提案の理由の説明が不十分だということで質問をしているわけです。それを答弁できないということは、中根議員、議長も議運長もやられて、議会運営には十分熟知しているはずですから、そういったことも十分答弁できないというのは、私は非常に納得できません。

そして、また会計年度の問題についてもそうです。再度ラスパイレス指数については、会派の代表者会議の中でも質問をしています。そして、事務局長のほうからこの程度だということも答弁もあつたはずですよ。もう一度この点についてお尋ねをします。

それと、会計年度の問題について関係ないと言いますけれども、関係ないって、そんなに、じゃあ何で繰越明許だとか継続費だとかという項目があるのですか。そういったものを最初から頭に置いてやるということは、地方自治体の会計年度は単年度会計というふうになっているわけですから、そういったことを関係ないの一言で済ませるのは問題じゃないですか。そのような認識しかないというのは、私は非常に問題だというふうに考えざるを得ないんですね。もう一度この会計年度について、どのように考えるのかお尋ねします。

○議長（山越 守君） 16番中根利兵衛君。

○16番（中根利兵衛君） 利根川議員の再度の質問にお答えしたいと思います。この問題については、代表者会議で4回もやっているわけです。何の、提案、妥協案も見せない。ただその会議の中を混乱させるだけ。集約もされない。議員報酬、今執行部でこれだけの市民サービスを低下をさせないためにやったわけです。それで、議員の報酬をやらないというのは、議員の意識の問題だというように私は思いますが、そして、先ほどラスパイレス指数はどうなっているのだというようなことでございました。私の資料では、国の公務員の削減前の指数が96.2、そして行った国の削減後の指数が104.1というふう聞いております。その中で、基準財政需要額というのが117億5,400万円ですか。それで、この元気づくり推進、これが9,700万円、この不足分、4,400万円を捻出させたということでございますので、これは議会としてもやはり重きを置くべきじゃないかというように思います。

また、年度別の会計になるということでございますが、別に会計年度別になっても、何ら問題はないというように思います。以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、議員提出議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第8、意見書案第1号についてを議題といたします。

意見書案第1号 地方公務員給与に係る地方交付税削減に関する意見書の提出について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。6番小松崎 伸君。

〔6番小松崎 伸君登壇〕

○6番（小松崎 伸君） それでは、意見書案第1号、地方公務員給与に係る地方交付税削減に関する意見書案について説明をいたします。

国は、平成25年度の地方公務員給与につきまして、国家公務員の給与減額措置に準じた削減を求め、それを前提として一方的に地方交付税を削減したが、このような減額を強制する手法は、地方分権の流れに逆行するものであり、決して許されるべきものではない。

また、地方経済の再生なくして日本経済の再生はないという国と地方の共通認識からも極めて問題がある。

緊急経済対策等により、国と地方が協働して地域経済の活性化に取り組もうとしている一方で、地方がこれまでに国に先駆けて行ってきた行財政改革の努力を考慮することなく、ラスパイレース指数の単年比較のみに基づき、本来、条例により自主的に決定されるべき給与について引き下げ要請を行われたことは、地方自治の本旨に背くものである。

ましてや、地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、到底容認するものではない。

よって、国において、地方の自主性を尊重するとともに、地方と十分な協議を経ないまま、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に削減する今回のような措置を二度と行わないよう強く希望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（山越 守君） 以上で、6番小松崎 伸君の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第1号の質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、意見書案第1号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号ないし議案第61号の4件、議員提出議案第3号及び意見書案第1号の2件については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号ないし議案第61号の

4件、議員提出議案第3号及び意見書案第1号の2件については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第58号ないし議案第61号の4件、議員提出議案第3号及び意見書案第1号の2件について順次採決いたします。

初めに、議案第58号、平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号、工事請負契約の締結について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、工事請負契約の締結について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、工事請負契約の締結について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号について採決いたします。

議員提出議案第3号、牛久市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号について採決いたします。

意見書案第1号、地方公務員給与に係る地方交付税削減に関する意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成25年第2回牛久市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時21分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 山 越 守

署名議員 板 倉 宏

署名議員 遠 藤 憲 子